

○高知県警察職員の利害関係者に関する規程

平成13年1月18日

高知県警察本部訓令第2号

警察本部

警察署

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県職員倫理条例(平成12年県条例第46号)第5条第3項及び高知県職員倫理規則(平成12年県規則第219号。以下「規則」という。)第3条第1項の規定に基づき、職員の利害関係者に関する事項を定めるものとする。

(利害関係者)

第2条 規則第3条第1項に規定する特に利害関係があると認める者とは、職員が職務として携わる次の各号に定める者をいう。

- (1) 犯罪の捜査に携わる場合の当該犯罪の被疑者又はその弁護人若しくは代理人
- (2) 被疑者が法人(法律の規定により法人とみなされる人格のない社団等を含む。)である場合における役員、従業員その他の者(当該被疑者の利益のためにする行為を行う場合に限る。)

(利害関係者から除く者)

第3条 規則第3条第1項ただし書きに規定する利害関係者から除く者とは、職員が職務として携わる次の各号に定める者をいう。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第1項に規定する運転免許を与える事務に携わる場合の運転免許の申請をしようとしていることが明らかである者
- (2) 道路交通法第101条第1項に規定する免許証の更新をする事務に携わる場合の免許証の更新の申請をしている者及び免許証の更新の申請をしようとしていることが明らかである者

附 則

この規程は、平成13年1月18日から施行する。